文部科学省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十三年十一月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

**政令第三百五十号**

文部科学省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第七十条中「一人」を「二人」に改める。

第七十六条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第七十七条中「参事官は」の下に「、命を受けて」を加え、「つかさどる」を「分掌する」に改め、第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　原子力損害の賠償に関すること。

附則に次の一項を加える。

（研究開発局参事官の設置期間の特例）

7　第七十条の参事官のうち一人は、平成二十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令の一部改正）

2　原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令（昭和五十四年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「文部科学省研究開発局原子力課」を「文部科学省研究開発局参事官」に改める。

文部科学大臣　中川　正春

内閣総理大臣　野田　佳彦

---

地域再生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十三年十一月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

**政令第三百五十一号**

地域再生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

地域再生法施行令（平成十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五条第二項第四号」を「第五条第二項第三号」に改める。

**附　則**

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦

---

土地改良登記令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十三年十一月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

**政令第三百五十二号**

土地改良登記令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

土地改良登記令（昭和二十六年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条、第七条、第八条第一項、第九条及び第十条第一項中「第九十六条の四第一項」に改める。

**附　則**

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

法務大臣　平岡　秀夫

内閣総理大臣　野田　佳彦

---

警察法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十三年十一月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

**政令第三百五十三号**

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

附則中第三十四項を第三十五項とし、第二十九項から第三十三項までを一項ずつ繰り下げ、第二十八項の次に次の一項を加える。

（岩手県警察等に関する特例）

29　次の表の上欄に掲げる県の県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による被害を受けたことに伴い当該県の区域において市民生活の安全と平穏の確保のため必要な警察の事務が増大していることに鑑み、別表第二当該県の項の規定にかかわらず、同項に定める人員に、当該県ごとにそれぞれ次の表の中欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる人員を加えた人員とする。